

平成30年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（平成30年12月13日）

（午前 9時55分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に、2番酒井雅勝さん、5番谷秀紀さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、湯浅議員外からの意見書案5件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

発言を許します。

質問順序5、議席番号7番、女鹿聡さん。

一つ、生活保護改正について。
一つ、防災対策について。
一つ、通院・買い物移動手段について。
以上、3件について。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） おはようございます。

通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

まず1件目、生活保護改正についてでございます。

政府は、ことし10月に生活保護基準の改正を行いました。これは、2013年から3年間にわたって生活扶助基準の大幅な引き下げ、住宅扶助基準と冬季加算の引き下げが行われた大改悪に引き続いての生活扶助基準の見直しとなりました。

今回の生活保護基準引き下げは大きな問題点があり、きちんとした議論がなされないまま話が進みました。また、生活保護基準の引き下げにとどまらず、生活保護法の改正も行われました。

これらの法改正や基準引き下げは、憲法25条の精神にも反する大きな問題と言わなければなりません。

そこで伺いたいと思います。

①当市において生活保護法改正、生活保護基準引き下げに対しての見解を伺いたいと思います。

②今回の生活扶助引き下げに当たり、保護利用者にどのような影響が出ているのか、伺いたいと思います。

③生活保護制度は多くの制度にも連動しているが、今回の引き下げにより影響の出ている制度はあるか、伺いたいと思います。

2件目、防災対策についてでございます。

9月定例議会中に胆振東部地震が発生し、停電などの影響で議会が延会するなど、当市においても、全道的に見ても予期せぬところで被害が拡大し、住民の方々は不安な日々を送りました。

10月に行った議会報告会でも、参加していただいた住民の方々から防災についての意見や要望が多く、今回の震災でいま一度防災対策について考えさせられたとの声が多く上がりました。

住民の皆様に安心して住み続けていただくためにも、行政の防災に対する姿勢が強く求められています。

そこで伺います。

①震災直後の市の対応をどう分析しているのか、伺いたいと思います。

②今後、防災計画にも大きな影響を与えると思うがいかがか、お聞きしたいと思います。

③避難所に防災対策の充実を求める声が議会報告会で出されたが、今後の避難所への対策を伺いたいと思います。

3件目、通院・買い物移動手段についてでございます。

高齢化が進み、運転免許証を手放す方が多くなってきている今、当市として高齢者の通院・買い物移動手段はバスかタクシーに依存する傾向が高いと感じますが、そんな中、バス路線の存続をどうするのかという問題が大きな話題になっております。

12月3日には市と町内会連合会との情報交換会が行われ、今後、バス路線のあり方、それ

に伴う施策について大きな動きがあると思いますが、そこで伺いたいと思います。

①焼山線バスに関する住民の意見や要望は今後どのように聞いて進めていくのか、伺いたいと思います。

②バスにかわる施策があるのであれば、きちんとした形で住民皆様に知らせることが大事だと思うがいかがか、お聞きしたいと思います。

③総合計画には平成37年まで2路線を維持することが目標となっておりますが、ここに来て大きな政策転換を行うことになる可能性が出てきましたが、市の見解を伺いたいと思います。

以上、3件でございます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 私から、件名1、生活保護改正についての①から③につきまして御答弁させていただきます。

①の生活保護法改正、基準引き下げに対しての見解についてでございます。

生活保護法改正及び基準の見直しは、国において一定ルールに基づき決定されたものであります。実施に当たっては、経過措置を設けるなど、受給者の暮らしに急激な影響が及ぼさないよう配慮されており、本市の保護受給世帯に関しては、ほぼ改正前と同様の状況であるものと解釈しております。

次に、②のどのような影響が出ているのかという御質問でございます。

本市の場合、主に高齢者単身世帯、母子世帯において微減となっておりますが、今回の生活保護基準引き下げに伴い、保護の停止または廃止になった世帯はございません。

次に、③の連動している制度に関しての関係でございます。

本市の場合、今回の生活保護基準引き下げにより影響を伴う制度はございません。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうから、件名2の防災対策について御答弁申し上げます。

①の震災直後の対応の関係でございますが、地震発生直後より、消防及び建設課では、市内巡回により被害状況の確認等を行っております。総務課も地震発生後、約20分程度で市役所に登庁し、関係課長等と施設の安全確認等の状況把握に努めたところであり、震災直後の対応としては、的確に動けたものと判断してございます。

②の今後の防災計画の関係でございます。

防災計画につきましては、改定が必要な状況にあるところから、平成31年度において改正をする見込みでございます。

③の今後の避難所の対応等の関係でございますが、避難所の防災対策としては、これまでに段ボールベッドや対流式ストーブ、ガスコンロ、簡易トイレ、毛布等の防災備品及び飲料水やアルファ米など食料品や、紙おむつ、救急セットなどの備蓄品について整備しております。今年度は、避難所であるチロルの湯及び庁舎に公衆無線LANの環境整備を行い、停電対策として、1避難所にLPガス発電機を設置しております。今後も設置箇所をふやしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは、件名の3、通院・買い物移動手段について御答弁申し上げます。

件名の3の①、焼山線バスに関する住民の意見と要望をどのように聞いて進めるのかということでございますが、中央バス焼山線の廃止につきましては、御質問のとおり、今年3日の市と町内会連合会との情報交換会におきまして、廃止の考えと時期をお示しいたしました。

また、焼山線の廃止とは別に切り離した形で、市内の移動というものに対する支援策について検討を進めたいとお話しし、現在、後期高齢者に対するタクシー助成制度を考えている旨、説明したところであり、次回の情報交換会に各町内会、自治会の意見等を持ち寄っていただくようお願いいたしました。

次回の情報交換会は今年20日に開催を予定しており、その際に出された意見や要望につきましては、内容を精査、参考としながら廃止の時期や市内の移動というものに対する充実策を決定することとしております。

次に、件名の3の②、バスにかわる施策の周知の関係でございますが、中央バス焼山線につきましては、廃止とは別に切り離した形で、市内の移動というものに対する充実策につきまして検討を進めているところでございますが、今年20日に開催する予定の情報交換会で意見、要望等を伺うこととしており、予算措置等も伴うことから、充実策が決定次第、市民の皆様にお伝えしたいと考えております。

次に、件名の3の③、総合計画とバス路線の関係でございますが、歌志内市総合計画、基本計画の政策達成の指標には、市内運行路線として2路線を維持することが掲げられております。

しかし、中央バス焼山線につきましては、人口減少や災害による道道文珠砂川線の通行どめなどの影響を受け、想定を超える利用者の減少が続いたことから、補填財源である基金も底をつく見込みとなり、存続するには一般財源で多額の補填をしなければならなくなりました。

このため、昨年秋の地区別市政懇談会におきまして、焼山線の現状についてお話しした上で、もう1路線の歌志内線の路線存続を優先させるため、焼山線のあり方について検討を行うことをお伝えし、このたびの情報交換会において、焼山線の廃止時期等についてお示したところでございます。

焼山線に限らず、歌志内線も含め近隣市町のバス路線でも利用者が減少している実態にあるため、来年度に見直しを行う総合計画の後期基本計画では、歌志内線の存続を優先することとした政策達成指標へと変更しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 順次、再質問したいと思います。

まず、生活保護の件でございます。

①の生活保護法改正についてなのですが、答弁で国においての一定ルールに基づいて決定されたということなのですが、今回ちょっと問題があることがあって、そこをちょっと聞きたいと思います。

一つは、払い過ぎた保護費の返還請求債権の件でございます。

保護費からの天引きの徴収を可能にする内容が記載されていますけれども、不正受給した場合と受け取り過ぎた場合と考えが一緒になっていて、これが一緒に行われる可能性があるという危険性があります。大変慎重に行う必要があるということをおっしゃってありますが、どのように対応していくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 不正受給という部分につきましては、そのような事案が発生し

たときに出るものというふうに解釈していますけれども、担当としては、そういう形がなきように対応をしていくということしかないというふうに私は思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ごっちゃになって、不正受給と、間違っって申請がおくれて受け取り過ぎたという場合と、多分あると思うのですね。その2パターン、一緒になって考えられると結構大変なことになるので、その辺、慎重に利用している方々にもお話をさせていただいて、話を進めていただきたいと思います。

二つ目なのですがけれども、医薬品についての話をされております。ジェネリック医薬品の使用ということと言われておるのですけれども、今まではジェネリック医薬品の使用は、使用に努めるとされておりました。今回、法改正で、原則とするという言葉に変更されております。これは患者の決定権を行わないで、そのまま話を進めると。必ずジェネリックを使いなさいという話になりかねない問題だと思っております。この辺、やっぱり先発、後発、どっちを使うか、生活保護の利用している方々にちゃんとした形でどっちを使うかという権利を与えて選んでいただくということが望ましいと思うのですけれども、その辺はどういうふうに対応されていくか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 医薬品の関係でございますが、全額公費負担となっております生活保護受給者の医療費の抑制という関係から審議されていたものとして解釈しております。そのため、後発、ジェネリックの形で医薬品を使うことによりまして、先発薬の使用量が数パーセント下がっていくというような形を目標として決定されたものというふうに解釈しております。

我々といましては、この制度改正によって、国からの受託事務として行っているという形になりますので、それらの基準に基づき、適正に実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） よろしくお願ひしたいと思います。

さっきの答弁で、国において一定のルールということで認識しているということなのですが、今回の保護費の基準引き下げ、これに二つ、問題点があると思っております。

2013年に大きな制度改正が行われまして、その制度改正が行われた後の生活実態、聞き取り、こういったことは、今回の引き下げを行うときには行っておりません。

もう一つは、国民の下位の10%の所得層の消費水準と生活保護利用者世帯の消費水準を比較して決定されたという形になっております。この問題は、基準部会の報告書の内容からも、守られていないということでもあります。

この二つは結構大切なことであって、やっぱり基準引き下げが大きな問題をはらんでいますよということを認識していただきたいと思いますと思っておりますけれども、その辺は、認識はしていましたか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 保護受給者の中で引き下げになる世帯につきましては、やはり下がることによって、生活の維持という部分の中では多少の問題が出てくるかなというふうに思っておりますが、国におきまして、生活扶助基準における検討会のほうの検証が行われ、社会保障審議会のもとに生活保護基準部会も設置され、専門的かつ科学的な見地から生活保護基準の評価及び検証を行い、5年に一度行われます全国消費実態調査のデータを用いて基準の検

証を行った結果、今回の改正になったものと解釈しております。

先ほどの答弁と重複いたしますが、生活保護制度につきましては国からの受託事務でありますので、私どものほうでは、国の基準により適正に実施するしかないというふうに解釈しております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 国の行うことなのでそうなのですけれども、やっぱり問題があるということの中で、今後、利用している方々、これから申請に来る方々に対して、きちんとした丁寧な説明と対応が求められてくると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 今回の改正に伴いまして、全ての世帯におきまして、担当のほうから、保護受給者については今回の制度内容について御説明を申し上げているところでございます。また、今後につきましても、対象の受給世帯に対しまして、これらの変更等がまた伴いましたら、説明を行いながら御理解を賜っていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、②番目なのですけれども、さっきの答弁で、高齢者の単身世帯と母子世帯がちょっと微減になっていますよということなのですけれども、どれぐらいの世帯という形で数字が出ているか、お聞きしておきたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 減額の部分での対象といたしましては、高齢者世帯で33世帯、母子世帯で2世帯という形になっております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） この世帯に対しては、説明だとか、多分、案内文を渡していると思うのですけれども、どういうふうな話をされているのか、お聞きしておきたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 直接、担当者が訪問した中で説明をしているという形でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ちなみに、微減ということなのですけれども、多分、いろいろな形でばらつきがあると思うのですけれども、高齢者単身世帯で平均で幾らぐらいだとか、そういった形の金額というのは出ているのですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） ケースモデルとして算出をさせていただいておりますので、それで御理解をいただきたいと思ひます。

老人単身世帯で、今回の改正に伴いまして生活扶助の減といたしましては530円、母子の関係でいきますと400円という形になっております。あくまでモデルケースとして御理解をいただきたいと思ひます。その家庭における構成で若干違いが出てきますので、その辺を御理解いただきたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 平均で530円と400円ぐらいだということなのですけれども、2013年の8月から大きな改正が行われて、生活扶助のほうで引き下げが行われたということになっておりますけれども、その引き下げが行われてきた中で、まだ平均して530円と400

円下がっているよということなのですからけれども、2013年の8月の前から見たら、多分、もっと引き下げになっているのではないかなと思うのですけれども、その辺の分析はどういうふうにされていますか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） それぞれ25年、直近でいけば27年の10月に基準改正があり、その3カ月前の7月で一部生活扶助費の見直しがあって、2世代世帯の限度額等がありました。それから、さかのぼれば、25年8月での生活保護基準の改正があったというふうに思っております。

それぞれの改正内容によって違いがございますので、本市においては、特に大きく影響がなかった部分の関係もありますけれども、やはりそれらのときの減額の対象となった扶助につきましては、今回は、額については微減という形で御答弁させていただきましたが、その部分が増上になっておりますので、その対象世帯においては下がったというふうに解釈しております。

しかしながら、内容によっては上がるケースもございますので、その辺は多分議員も御承知かなと思いますけれども、その辺は、先ほど御答弁申し上げたとおり、さまざまなデータ等から見て検証内容が加えられ、そのようになったものというふうに思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 確かにちょっと、いろいろな形で中身が変えられて上がっている世帯も若干、多分いると思います。ただ、2013年から比べてやっぱり下がっているところは下がっていると思うのですね。生活保護費というのは、やっぱり最低基準のラインであって、国民皆様が生活する上で大事なラインで、その辺、やっぱりどんどん下がってきているというのは大きな問題ということになると思います。その辺、やっぱり保健福祉課のほうで、きちんとそれを内部で話し合われて、どういう状況だ、こういう状況になっているというのを共通の認識にして、今後、利用されている方々、これから利用される方に対して対応を求めたいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 常日ごろの部分になるのかなと思いますけれども、担当ケースを持っている、地区別になっておりますけれども、それらについて、個々の保護受給者に対しまして、生活実態の形での訪問を行っております。

今回の部分での基準で若干の減った方、また、ふえた方もいらっしゃいますけれども、常に生活の安定した状況、見守り等、小まめな形での訪問活動により、生活が維持できるような形での対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

③番目ですね。今回の基準引き下げで影響を伴う制度はないということなのですからけれども、ちょっと確認をさせていただきたいと思ひます。

就学援助とかの部分は、影響はないということなのでしょうが。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 就学援助につきましては、前回、平成25年度の見直し以降、文科省のほうからも影響が出ないようにという通知文が来ておりますので、このたびにおきましても同様の措置をとりながら対応したいと考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 適切な対応を求めたいと思います。

介護保険の利用料、保険料の減額制度、こういった形のものは、当市ではどういうふうな、影響がないという形で捉えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 現状では、ないというふうに私どものほうでは思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 住民税の非課税、こういった方は、基準が下がったりだとかということで課税される方が出てくるということも考えられるのですが、その辺も今回は影響がないということなんでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 国からの情報といたしましては、30年度は影響ないと。31年度以降については、税制改正において対応を検討しているという情報をいただいております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 来年度からはひよっとしたら基準が下がって、課税される方がふえてくる可能性があるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） これからの検討になりますので、現時点では、そのようなことはあるかどうかわかりません。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） わかりました。

あと、その対応なのですね。今後、影響は出てくるかどうかわからないことなのですが、もし影響が出てくるとすれば、いろいろな形でお話ししていただくか、そういった形で支援していくという形になると思うのですが、その辺は、まだ今後のことは考えてはいないということよろしいのでしょうか。この制度、生活保護基準引き下げに伴って関係してくる制度、これから影響してくるかもしれないことについて。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 今後における部分につきましては、今の関係につきましては、31年以降という対応になっておりますので、具体的な形の中で出てこなければ、対応策についてはちょっと、私どものほうでは判断ができないというふうに思っております。それらについては、適正な形の中で検証され、出てくるものというふうに解しております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） きちんと議論していただいて、話を進めていただきたいと思います。

続いて、2件目の防災対策についてですね。

いろいろな形で市内の巡回だとか、行っていただいたということで、私のほうもその辺は話を聞いております。

やっぱり議会報告会の中でも避難所の開設についてということで、いろいろな形で話がされました。ちょっと時間がかかったのではないかという意見もあったのですが、その辺はいかがだったでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 避難所の開設に関しましては、基本的には、災害対策本部の中で

協議して開設することとしておりますが、停電の状況の把握にちょっと時間がかかったというのは現実でございます。13時30分に役所のほうで復旧しましたが、その際には全部復旧したものと、そのときは思っておりました。情報が入るたびに、文珠の一部でついていない状況が発生しましたので、その辺の確定になかなか時間がかかったというのも現実でございます。実際につきましては、夜、暗くなる前には開設はできましたので、若干遅いという部分もございませうけれども、この辺は自主避難所を開設できたということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） どういうふうに市内の中で把握されるかというのが多分時間がかかったということなのではございますけれども、隣の上砂川、かなり早い段階で避難所の開設を行ったんですね。その辺、市民の方々からも、上砂川は開設したのだけれども、歌志内はしないのかという話をいただきました。やっぱりその辺、近隣の動向がどういうふうになっていたのかというのは、多分把握しづらい状況だったと思うのですけれども、どこの自治体はどれぐらいの時間で開設できたとかというのをちゃんと調べて、今後に生かしていくという必要性もあるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） その辺は十分検討していきたいと思いますが、上砂川の状況につきましては、歌志内は1時半に復旧しましたが、かなり次の日まで、たしか全面的に停電の状況にありました。後からいろいろ調べてみますと、ルートが、上砂川のルートから文珠峠を下って、文珠第一の交差点、今回一部通電できなかったところが同じようなルートでなかったかなというふうに思っております、そこのまちの状況も若干違うのかなというふうに思っています。

歌志内の中身、今回の部分でそのルートがわかりましたので、この辺に関しましても、今後の検討事項の中に入れていきたいと思っております。

北電のほうの復旧する順番といいますか、その辺の部分につきましても、市役所があるですとか、基幹病院があるとかということには優先に回すということになっておまして、うちのほうの、最初に1時半についたというのは、役所のほうのルートということでこの辺がつかまして、パーセンテージはちょっと正確かどうかわかりませんが、歌志内は約8割が1時半には復旧したということでございませうので、その辺の今後の部分の停電対策につきましては、そのルートも頭の中に入れながら動いていきたいなというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） そうなんです、北電の送電の関係で停電が直った、直らないという、復旧した、しないという時間差がかなり出てきて、やっぱり北電に対して行政から、同じまちなので、できるだけ一斉に復旧できるようなシステムを構築してくださいとか、そういった申し入れたとかということ、多分、今後できるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがですかね。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 今回の問題も含めて、北電さんからの情報というのは、細かいところまでいただくことができなかったのです。したがって、市内でも文珠方面の停電について、いつ復旧するかというのは、我々常に情報をいただきたいということで接触していたのですけれども、なかなかそのあたりは言質をいただけなかったということでございませう。

今の上砂川のルートですとか、砂川さんも生協から滝川寄りについてはついていないとか、このあた

りもなぜなのだというのは、後から細かく説明していただきましたけれども、災害発生時については、なかなかそういう情報が、北電さんの中でも錯綜しているというか、ラインそのものもなかなか公にさせていただくことができなかつたということで、後日わかつたということでございまして、我々、その辺を含めて、今後、市民の皆さんに御迷惑をかけないような、そういう体制と申しますか、今のお話、説明したとおり、役所を中心としたラインと、そうではないラインがあるということを今回知つたわけございまして、今後そういうことを含めて、北電さんとは情報交換するという体制は現状できているということで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 行政で勝手に電氣をつける、消すということはできないので、やっぱり北電と一緒に話を進めていただいて、停電、電氣が通らないということはやっぱり生活できないということになりますので、その辺、防災計画、今後出てくると思ひますけれども、北電とも話し合つて、きちんとした形のものをつくっていただきたいと思ひます。

避難所なのですけれども、福祉避難所を3施設提携している中で、今回は福祉避難所を避難所として開設という形には多分ならなかつたと思ひますのですけれども、その辺はどういうふうな形だったのか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 基本的にうちのほうで押さえておりました部分、例えば、酸素の部分ですね。家庭内で酸素補給している方の部分につきましては、基本的には保健所が担当しているそうなのですね。保健所のほうで把握している部分につきましては、まず、保健所が皆さんのほうに連絡を入れると。連絡がつかなかつたところについては、市町村に連絡が来て、市町村がその家へ行って確認するというようなラインになっております。

うちのほうで把握できていなかつた部分、例えば人工透析を受けている方ですとか難病の方の部分につきましては、今回の停電の事故があつた以降、いろいろなところから情報収集しまして、その辺を名簿にまとめていくというような作業はしてございまして。

停電の際の部分につきましては、そういったこともございまして、特に福祉避難所の部分については、開設はしなかつたということでありまして。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 人工透析だとか在宅酸素の方々の支援なのですね、停電になつたときの。やっぱりそういったところを、かなり今後、地域が担っていくのかなと思ひております。

その辺、人工透析、在宅酸素の方々に対しての、今わかっている時点で、これからこういう支援が必要だとかという形のものでわかっているのであれば、お聞きしておきたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 今回の場合、これまでにない初めての停電という、電氣による災害ということで、保健福祉課としても新たに、今総務課長が答弁したように、在宅酸素を利用している方とか、人工透析の部分は病院に行かれるという形になりますけれども、こういう方々の市民に対するフォローというものをしていかなければならないものだというふうに変更して思ひました。

今回の震災におきましては、その当日にうちの保健師、栄養士と、また、保健福祉課の職員を動員いたしまして、御自宅のほうに回らせていただき、在宅酸素におきましては、外出用のボンベが何本ぐらい御自宅にあるのかというようなことを確認させていただいております。供

給業者のほうもいち早く回っていただきましたし、当市の場合は比較的短い時間での停電、ある一部の地区は数日になりましたけれども、その中での電気が復旧したものですから、大きな状況にはなりませんでしたが、やはりある程度の、在宅酸素の部分でいきますと、御自宅でポンベを十分に確保しておくということが重要なかなと思っておりませんが、今回の場合は、それらの介護事業で受けている方々のほうの事業所さんも一緒に回っていただいていたりもして、同じ御自宅に行ったときに一緒に会ってというようなことも事例としてはございました。事業所さんが、今回の場合は非常に的確に早く対応していただいたことが一番よかったかなというふうに思っておりますけれども、やはりある程度の本数は御自宅で確保していただくというようなことは必要かなというふうに思っておりますので、その旨、アドバイスしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） わかりました。

あと防災計画なのですけれども、来年度に改正をしますよという形なのですけれども、大体どういう形の改正を行おうかなとかという、大まかなものが出ているのであれば、ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 現在の計画につきましては、平成26年の12月に改定しているものでございます。これ以降、大きな災害が起きてございます。いろいろな法律とかに関する部分につきましては、こういった大きな災害が起きますといろいろな改定が起きてきたり、いろいろな対応をしていかななくてはならないというようなガイドラインとかというのがいろいろできてくるものでございますから、そういうものを、今の部分でいくと全面改正が必要なかなというぐらいの部分がございますので、これにつきまして、先ほど言いました法ですとかガイドラインですとか、例えば北海道の防災計画とか、いろいろなものと照合していかなければならないということがございますので、なかなか事務担当のほうでやるには非常に難しい部分がございますので、やっぱり専門のコンサルタントを入れながら、そういったものをつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 確かに熊本の地震だとか、いろいろな形で震災が続いておりますので、やっぱり防災計画を随時、そのときそのときで変えていかないとだめな状況になっていると思えますけれども、やっぱり地域に合った防災計画をちゃんと見きわめてつくっていただきたいと思えます。

今後、冬期間中の災害が起こった場合はどう対応していくのかということも、住民の中から多分、かなり不安なところがあって、さっき設備の話で、ストーブだとかガスコンロ、簡易トイレだとかということも話をされましたけれども、やっぱりこの辺、各避難所にきちんとした形で、避難所に1台ずつだとか、早急に行く必要があるのかなと思うのですけれども、その辺はいかがですかね。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 各避難所にいろいろなものを置いておきたいということも私たちの希望ではございますが、その避難所になっているところの保管スペースについては、非常に問題があるといえますか、置くところがなかなかないと。例えば、数年前に段ボールベッドを購入した際に、各避難所の町内会長さんですとかいろいろなところに、置くところがあれば、これを置かしていただきたいという話をしたのですけれども、なかなかやっぱり置いてお

くところがない。例えば、湿気があったら、段ボールですから、使えなくなるとかという、いろいろなものがあつたものですから、結局は2カ所のみを設置になりましたけれども。そういった部分につきましても、ストーブにつきましても、そういったことを確認しながら、置くところには置きたいというふうに考えてございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱりストーブは、どこの避難所でも多分置ける場所は、1台、2台置ける場所があると思うので、その辺、電気が来なくなったときに対流式のストーブ、やっぱり大切なことなので、早急に手を打っていただいて、各避難所を持っている町内会だとかと話をさせていただいて、話を進めていただきたいと思っておりますけれども、どうですかね、今後。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 対流式ストーブの必要性もございますが、今後、できるのであれば、LP発電機を設置していきたいと思っております。これの特徴としましては、普通のガソリンの発電機ですと二、三時間しかもたない、何回も給油しなければならないという部分がございますけれども、この発電機であれば、大型のポンベとかありますれば、3日間ぐらいいもったりしますので、そういう部分では非常にメンテも楽ですので、これを採用していきたいなというふうになります。そういうふうになれば、ポータブルストーブを使わなくても、今あるストーブが使えるというところもございますので、こういうところをちょっと考えながらやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ぜひ早目に、いつ災害が起きるかということと言えないものですから、早目に手を打っていただきたいと思っております。

3件目の通院・買い物移動手段についてでございます。

12月3日に連合会の情報交換会を行ったのですけれども、私も出席しましたけれども、この連合会の説明会で渡された資料、説明会の中でも話をされましたけれども、当日に渡されて、当日それを見て話を聞いてというのはいかがなものかという話も多分されたのですね、意見としてね。やっぱりきちんと前もって、今回の資料は多分少ないと思うのですよ、見た感じね。あの資料を持って行って、各町内会が町内会員の人たちにちゃんと説明できるかといったら、なかなか難しい資料なのではないかなと思うのですけれども、その辺、どういうふうに感じているか、お聞きしておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 今回、資料がちょっと少ないのではないかとございまして、焼山線につきましては、去年、地区別市政懇談会である程度、資料を細かい部分も出して周知をしております。今回、町内会さんのほうにお願いするに当たりまして、資料につきましてはできるだけコンパクトに1枚か2枚にまとめたいということで、今回このような形をとらせていただきました。

今回、特に伝えたかったのは、廃止の時期、3月と9月末ですと。あと金額の部分、これは去年から少し動いておりますので、その部分をきちとお伝えしたかったと。あと、それと切り離れた形で移動の手段の部分ですね、市としてはこういうことを考えているということをお伝えしたかったものですから、なるべくコンパクトにまとめたつもりでございますので、それ以外の部分につきましては、質疑の中で行いたいというふうに思います。

あと、当日配付の部分。これにつきましてはどうなのかということでございまして、議員おっしゃいますとおり、当日配って、当日意見をいただいて、それで終わりということであれ

ば、そのようなことになるかと思えますけれども、今回は持ち帰っていただいて議論をしていただくということで、そういう時間的余裕があったものですから、資料を作成する時間的余裕もちょっとなかったということもありまして、当日、説明して、そして後日、意見を持ち寄っていただくという形をとらせていただきました。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱりきちんとした大事な問題なので、時間をかけて話をしていくべき問題だと思うのですね。焼山線のバス廃止になりますよという説明をされて、それと一緒に、そのバスが廃止になるかわりに代替案を本当なら提示して、こういうふうに考えていますけれども、廃止してもよろしいかという意見、そういった形で話を進めるということが多分本来の姿だったのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 時間をかけてということですが、先ほども申し上げましたけれども、昨年度、地区懇で詳しく説明をしております。

あと、バスの廃止の代替案。これにつきましては、代替案といいますか、その後アンケートも行っておりますが、焼山線が廃止された場合、9割の方が歌志内線を利用されるということで回答いただいております。そのほかに歌志内線を利用できないということで、タクシーを利用されるという方が数パーセント程度いましたので、恐らく、この方々につきましては高齢者の方ではないかということで、高齢者の方につきましてはタクシー助成という部分で、バスの利用につきましては天候等にもよるかと思えますけれども、その一部をこの部分で使っていたきたいという考えで今回提示をさせていただきました。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） この焼山線廃止についての時間がないということだったのですけれども、時間は多分あったと思うのですね。議論する場所だとか時間というのは幾らでもあって、僕が2016年の12月にバスの話、この移動の話をさせてもらったときに、今後バス路線についてはちょっと話をしていけないとだめだという答弁をいただいたのですね。その次の年、去年ですね、その地区懇で焼山線の話がされたのですけれども、その地区懇が終わった後、今回の12月3日に至るまでの間に、アンケートはとったけれども、その間の市民の皆さんとバスについての話し合いだとかというのは、なかなか、多分、持たれなかったのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがなのですかね。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 廃止をするのに時間がないということではなくて、廃止という部分につきましては、ある程度、廃止というか、焼山線の路線の見直しという部分につきましては必要だということですとずっと進めておりました。その中で、ある程度終わりの時期が見えてきたものですから、その部分につきましては、砂川市さんですとか関係機関、中央バスですとか、協議会のほうと話をすることで去年お話をしております。その中で今回、廃止の時期がある程度2パターンに絞られたものですから、その部分で改めて説明をさせていただいたということでございます。

あと、それに当たりまして、乗車アンケートをとりまして、市民の皆様に、廃止されたときにどのような移動手段を使うのか、それによって市として、代替ではないですけれども、一部不便になりますので、その部分につきましては、充実策としてできるものにつきましてはどういふものがあるのかということで、今回、12月3日の説明会のときにお話をさせていただいたものでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） アンケートをとって、そのアンケートを何人にとって、どういうふうな形でアンケートがとれましたというのを、多分、今回の説明会の中でもそういった資料がなかったし、アンケートをとった後のどういうふうな形になりましたという報告も多分なかったと思うのですね。やっぱりアンケートをせっかくとってあるのであれば、きちんとした形で住民皆さんに知っていただいて、バスを利用している人以外にも、こういう実態がありますよというのを知っていただいて、住民を巻き込んで話をしていく必要があるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） アンケートの結果につきましては、詳細な部分はお知らせはしておりませんが、議員の委員会ですとか、あと説明会の中でも一部説明をしております。ただ、詳細な部分につきましては、なかなかちょっと説明する機会がなかったものですから、その部分につきましては、もし20日のときにでも説明できる部分があればしたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回の話は、乗客が減ってきてということで、毎年補填する金額もふえてきているよということでもあります。そこで、乗客をふやすという努力というのですかね、こういったものは、中央バスだけに任すのではなくて、やっぱり自治体の問題としてみんなで考えていく必要があったのではないかなと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 乗客をふやすという部分、これは補填する部分が少しでも少なくなりますので、そういう部分は必要だと思いますが、ただ、歌志内線の場合は、ほかの路線等を見てもわかりますけれども、乗車密度、5人を切りますと補助のカットの対象になります。道内には結構、補助対象カットの部分がありますけれども、空知の中では焼山線、断トツに1.9とか、今1.6になりましたけれども、その中でも著しく低い形になっております。それがたとえ5人になったとしても、補填はしていかなければなりませんので、それであれば、もう基金もなくなりますし、その部分につきましては、歌志内線の存続を第一優先としまして、歌志内線につきましても乗車密度がだんだん下がってきております。今6.何人ということで、これも5人を切りますと、すぐではないと思いますが、補助金の補填していただけないかというようなお話も出てくると思いますので、歌志内線の存続を第一優先に考えて、このたび焼山線の廃止という部分を説明する機会を設けさせていただいたものでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 行政と民間の企業ですけれども、一緒になって、どういうふうに乗客をふやすかという努力をしていかなければならなかったのかなと私もかなり反省するところがあります。

庁舎内の中で、この乗客をふやしていこうという話し合いだとか、そういった会議だとかという、焼山線について乗客をふやすという提案だとか、そういった形の発言とか意見というのはあったのかどうなのか、伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 乗客をふやしていかなければならないということですので、この部分につきましては、管内全部そうです。歌志内線につきましては約6割

減っていますけれども、ほかの路線は全部で7割減っています。歌志内線以上に20年間で乗る方が減っています。歌志内線は今6割です。そういう部分では、歌志内線が著しく乗車密度が下がったということではなくて、全部が下がっております。

あと、庁舎内で話をされたかということでございますけれども、乗車をふやすという部分ではなくて、焼山線のあり方という部分では、幹部の職員を集めて、その際に話しております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱりいろいろな形でかなり前から、移動手段だとかということで議論されてきて、ここに来て焼山線の廃止ということで、いろいろな形で話が進んでおります。やっぱりバスの路線が1つなくなるということは、住民の方々へのサービスの低下につながるのではないかなという気がするのです。タクシーの回数券を出すそれ以前に、やっぱりバスの路線が1つ減るといことは、サービスの低下につながるというふうに感じているのですけれども、その辺は率直にどういうふうに捉えているか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） やはり地域の足ということを考えて、議員おっしゃるように、それぞれが利用を図るという、そういう思いで活用していただければ非常によろしいかなと思ったのですが、なかなか利用頻度が上がらない。そういう中で、さらに今まで利用していた施設の方も、みずからが移送車両を用意してバスを利用しなくなるとか、いろいろな要素が出てきました。

また、これは歌志内だけの問題ではなくて、砂川さんと路線がつながっております、砂川のほうの住民の方もほとんど利用しなくなったということ。それと砂川さんの負担もあわせて増大してきたということもありまして、予想していた時期よりも基金の残高が大きく減ってきたということが今回のこの問題につながっていったわけでございます、反省するところは多々あるかと思っておりますけれども、現実の問題として、先ほどから課長が説明しておりますように、昨年の地区懇でも皆さんから御意見をいただき、廃止するとしたら、別に全く新しいそういうサービスを考えていきたいと思っておりますけれどもということでいろいろ御意見をいただく中で、庁内でそのサービスの内容について精査を進めていったというのが実態でございます。また、そういうものをもって皆さんに御提案をしていきたいということで、町内会連合会の皆さんと御意見を交わしているということでございます。

また、資料の問題もおっしゃいましたけれども、議員おっしゃるように、見てなかなかわかりづらい資料だと思います。したがって、事前に配付したとしても、なかなかわからないだろうということもあって、当日説明するということが大変だろうと。それをやはり一度持ち帰っていただいてという、そういう思いがあって、ああいう形で開催したということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

意見書案第24号から意見書案第25号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案第24号から日程第5 意見書案第25号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第24号義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書（案）、意見書案第25号認知症施策の推進を求める意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

義援金差押禁止法の恒久化を求める

意見書（案）

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものである。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

よって、国においては、「義援金差押禁止法」について、近年、自然災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、恒久法としての立法化を早期に進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

認知症施策の推進を求める意見書（案）

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現をめざし、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって国におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
2. 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
3. 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
4. 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第24号義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書案について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第24号について起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第24号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第25号認知症施策の推進を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第25号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第25号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第26号から意見書案第27号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第6 意見書案第26号から日程第7 意見書案第27号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 一登壇一

意見書案第26号被災者生活再建支援制度の拡充に関する意見書（案）、意見書案第27号後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますので、議決くださいますようお願いいたします。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

被災者生活再建支援制度の拡充に
関する意見書（案）

自然災害によりその生活基盤に苦しい被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を図ることになっています。

しかし、住家が全壊ないし大規模半壊など甚大な被害がなければ、被災者支援金の支給対象とはなりません。

多発する震災や集中豪雨による住家の被災は、半壊の場合も、また一部損壊の場合であっても、住居にすることが困難な状況が少なくありません。

住宅は人間のくらしの基盤をなすものですから、普通の生活を困難にしている場合にあっては再建支援金の対象としてほしいとの要望が出ています。

よって本議会は、国会及び政府に対し、被災者の生活再建への支援をより実態に即したものとするため、被災者生活再建支援制度の拡充を行うよう強く求めます。

記

1. 支援制度の対象を半壊等にも拡大すること。

2. また、全壊等の場合は、限度額を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、財務大臣

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

後期高齢者の窓口2割負担への引き

上げを行わないことを求める意見書

（案）

平成30年5月23日に開催された財政制度等審議会（財政審）において、新たな財政健全化計画に関する建議（概要）が示されました。社会保障の医療・介護分野の取り組むべき事項として後期高齢者の医療費負担について、「年齢ではなく能力に応じた負担」として「世代間の公平の観点からの後期高齢者の窓口負担の2割への引き上げ・現役並み所得者の判定方法の見直し、介護保険の利用者負担の引き上げ、金融資産等を考慮に入れた負担を求める仕組みの導入」が示されました。

これまでの財政審で議論された内容は、世代間の公平性や制度の持続性を確保していく観点から、まずは75歳以上の後期高齢者の自己負担について2割にすべきとしています。その際、現在の70歳～74歳について段階的に実施している自己負担割合の2割へ引き上げと同様に、75歳到達後も2割のままとすることに加えて、すでに後期高齢者になっている者についても数年かけて2割負担にすべきとしています。

医療を年齢で区切るという世界でも類例がないとされる後期高齢者医療制度がスタートして10年が経過し、この制度の矛盾が露呈しています。この間の後期高齢をとりまく環境は大きく変わり、生活必需品の値上がり、年金の引き下げ、医療・介護負担の増大など深刻です。とりわけ平成29年度からの低所得者などが対象の保険料の特例軽減措置の縮小・廃止は大きな打撃となっています。

厚労省発表のデータ（後期高齢者医療制度の所得階層別被保険者数：平成29年9月30日）によっても北海道の被保険者のうち「所得なし層」（旧但し書き方式）が56.8%を占めています。

北海道後期高齢者医療広域連合が加盟する全国後期高齢者医療広域連合協議会が平成30年6月6日に厚生労働大臣に対して「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること」という要望書を提出しています。このような状況に鑑み、国におかれては、後期高齢者の窓口2割負担を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第26号被災者生活再建支援制度の拡充に関する意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第26号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第26号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第27号後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第27号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第27号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第28号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 意見書案第28号難病医療費助成制度の改善を求める意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第28号難病医療費助成制度の改善を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

難病医療費助成制度の改善を求める

意見書（案）

2014年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、2015年1月から新たな難病医療費助成制度が施行されました。これによって難病医療費助成の対象となる疾病が大幅に拡大され、レセプト単位だった月額自己負担上限が患者単位になる等の改善がされました

が、一方で自己負担の引き上げや認定基準の強化なども行われました。

この結果、厚労省は対象疾病の増加によって医療費助成を受ける患者数が78万人（2011年度）から150万人（2015年度）に倍増すると試算していましたが、2015年度末の患者数は94万人。医療費助成の総事業費は、1,820億円の試算に対して1,385億円です。

この背景には、①制度の後退によって難病対象であっても申請を行わないこと、②認定基準が厳しくなったこと等があります。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の第一条には、「難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする」と定められています。

よって、政府におかれては、記の事項を実現されることを求めます。

記

- 一．患者数を理由にした対象疾患外しを行わないこと。
 - 一．下記事項について2014年12月以前の取扱いに戻すこと。
 - ①市町村民税非課税者、重症患者の自己負担をなくすこと。
 - ②調剤薬局の薬代や訪問看護費の自己負担をなくすこと。
 - ③入院時食費の給付外しをやめ、自己負担限度額に含めること。
 - ④早期からの治療が重要であり、指定難病の医療費助成について重症度分類による選別（いわゆる「軽度者」の対象除外）をやめ、軽度者を含めた全ての指定難病患者を医療費助成の対象とすること。
 - 一．月額自己負担上限は患者単位とし限度額を2014年12月までの基準に引き下げること。
 - 一．難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補填する制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月13日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第28号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第28号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第9 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年歌志内市議会第4回定例会を閉会いたします。

（午前11時16分 閉会）

市 長 挨拶

○議長（川野敏夫君） ここで、本年最後の議会最終日に当たり、村上市長より御挨拶を受けたいと思います。

村上市長、よろしく願いいたします。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本年も提出議案の御審議、また、各会計決算について御認定を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。

ことしも新総合計画のもと、みんなでつくる笑顔あふれるまちを基本理念に取り組んでまいりました。

目玉としておりました認定こども園に関しましては、工事のおくれにより御心配をおかけいたしましたが無事開園を果たし、小さいながらも工夫を凝らした新しい施設ということで、子供たちにも喜んでもらえたものと思います。

また、ワイン用ブドウ栽培事業につきましては、ことしもボランティアの皆様にお手伝いをいただき、収穫を目指して着実に取り組みを進めております。

ことしは市制施行60周年ということで、質素ながらも記念イベントや式典などを企画しておりましたところ、9月に発生した地震により道内でとうとい人命が失われたほか、全道規模での大停電という事態を踏まえ、式典について開催を見送らせていただきました。しかしながら、関連して実施した各種イベントや講演では、予想を上回る多くの皆様に御参加を賜り、好評のうちに終えることができましたことから、この場をおかりし、御来場いただいた皆様、関係の皆様改めてお礼を申し上げる次第でございます。

日本の人口が減少に転じて以降、都市部への人口集中が加速しており、道内でも札幌圏を除けば相当に厳しい状況となっているほか、少子高齢化という根本的な問題を抱えている点については、都市部、地方とも同様であります。

本市は、閉山による人口減や、その後の財政危機などを踏まえ、皆様の御理解、御協力のもと、コンパクトなまちづくりを進めてまいりましたが、今後とも国や道の動きを注視し、身の丈に合ったまちづくりと健全な財政運営に努めてまいり所存でございますので、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、ことし1年の市政運営に対する格別の御支援、御協力に感謝を申し上げ、皆様が新年を御健勝にて迎えられ、ますます御活躍されますよう御祈念申し上げ、御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） ありがとうございました。

それでは、これで終了いたします。

一年間、大変御苦労さまでした。

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 酒 井 雅 勝

署名議員 谷 秀 紀